

第14号様式
(その1)



収 支 報 告 書

(令和 4 年分)

(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 ふ り が な さいじょうとみおこうえんかい 西條富雄後援会
- 2 主たる事務所の所在地 塩尻市広丘堅石144-6
- 3 代表者の氏名 西條 富雄
- 4 会計責任者の氏名 橋詰 政宏

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 橋詰 政宏

(電話) 0263-53-4818

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____	
公職の種類 _____	

4 年整理番号 6780

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

			十億			百万		千		円
収入総額C(A+B)							4	7	3	5 4 7
(前年からの繰越額) A								6	0	5 4 7
(本年の収入額) B							4	1	3	0 0 0
支出総額D							4	5	6	2 0 5
翌年への繰越額(C-D)								1	7	3 4 2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
			十億			百万		千		円	
金額								2	3	0 0 0	
員数										3 8	

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く)の区分	金 額										備 考
			十億			百万		千		円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)							3	9	0	0 0 0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附											
(ウ) 政治団体からの寄附											
小計(ア)+(イ)+(ウ) (寄附のうち寄附のあっせんによるもの)							3	9	0	0 0 0	
イ 政党匿名寄附											
合計(ア+イ)							3	9	0	0 0 0	

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額						年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
	百万		千			円				
西條 満喜子		2	0	0	0	0	4. 2. 3	塩尻市広丘堅石 144-6	主婦	
西條 満喜子		1	9	0	0	0	4. 7. 8	塩尻市広丘堅石 144-6	主婦	
この頁の小計		3	9	0	0	0				
その他の寄附						0				
合計		3	9	0	0	0				

(備考) 1 寄附者の区分(個人からの寄附・法人その他の団体からの寄附・政治団体からの寄附)ごとに別業とすること。
 2 同一寄附者は続けて記載すること。
 3 合計欄は最終頁のみ記載すること。
 4 住所は長野県内の場合は郡市から記載すること。県外の場合は都道府県名から記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目	金 額										備 考	
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	千	百		
1 経 常 経 費												
(1) 人 件 費 a												
(2) 光 熱 水 費 b												
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 c						7	5	3	0	0		
(4) 事 務 所 費 d						2	1	1	9	0	5	
小 計 A (a + b + c + d)						2	8	7	2	0	5	
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費 e							7	0	5	1	4	
(2) 選 挙 関 係 費 f												
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 g (h + i + j + k)											0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 h												
イ 宣 伝 事 業 費 i												
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費 j												
エ そ の 他 の 事 業 費 k												
(4) 調 査 研 究 費 l												
(5) 寄 附 ・ 交 付 金 m												
(6) そ の 他 の 経 費 n							9	8	4	8	6	
小 計 B (e + f + g + l + m + n)						1	6	9	0	0	0	
合 計 A+B						4	5	6	2	0	5	

(備考) 1 g欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）



この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 5年 1月 12日

政治団体の名称 西條富雄後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名

橋 詰 政 宏 
橋 詰 政 宏 

（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。